

報道資料

2011年2月22日

環境部	廃棄物対策課
課長	森貞 正彦
担当執行リーダー	立花 秀二
電話	089-948-6915
メールアドレス	sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

## 産業廃棄物最終処分場に対する措置命令について(行政処分)

### 措置命令の内容

愛媛県松山市菅沢町に存する株式会社レグの産業廃棄物最終処分場の浸出液処理設備の運転を再開し、放流水について「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1に定める基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」別表第2に定める基準を遵守できる状態とする措置を講ずること。

### 発出日

平成23年2月22日(火)

### 発出先

住所 愛媛県松山市菅沢町甲905番地2  
氏名 株式会社 レグ 代表取締役 竹内 弘明

### 履行期限

平成23年2月28日(月)

## 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項

(抜粋)

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（松山市長）は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該処分を行った者

---

## 発出理由

株式会社レグが所有する産業廃棄物最終処分場について、平成23年2月22日に産業廃棄物最終処分場の浸出液処理設備が停止した。今後、浸出液処理設備の運転を再開せず、未処理の浸出液が放流された場合、周辺地域だけでなく、流域公共用水域の生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがあるため。

---